

志摩市男女共同参画推進条例

志摩市(以下「市」という。)は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、風光明媚で豊かな自然に恵まれたまちです。海や山からの恵みをいかした産業が発達し、漁業や農業、観光業に、女性と男性は共によく働きながら生活を営んできました。

また、市は、明治時代に自らの意思で単身アメリカへ渡り、その人生に挑戦し続けた「伊東里き」が生まれ育ったまちでもあります。市からの北米移民の先駆者となった彼女は、アメリカとの懸け橋となりました。市には、古くから女性の活躍を阻まない歴史と風土はありましたが、性別による固定的な役割分担によって、その関係性は対等ではありませんでした。時代とともに法が整備され、社会も変わり、男女の関係性のあり方も変化しているものの、対等な社会参画を進めるためには、なお一層の努力が求められます。

これからの市が発展していくためには、文化や歴史、風土を大切にしながら、市民、事業者、市等が協力し合い、性別によって固定的な役割分担を決めつける考えや、それに基づく制度、慣行等を見直す必要があります。

そこで、男女が個人としての能力と個性をいかしながら、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、互いに思いやりをもって支え合い、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、男女共同参画についての志摩市のこれまでの歴史や現状、課題を述べるとともに、これからの市の目指す男女共同参画社会について述べています。市では、平成18年度から「志摩おもいやりプラン(志摩市男女共同参画推進プラン)～未来のためにかたまらん～」に基づいて男女共同参画社会づくりに関する様々な施策を進めてきましたが、本条例の制定とともに、引き続き男性も女性も一人ひとりが自らの生き方を選択できる地域社会の実現に向けて、取組みを進める必要があります。

また、「伊東里き」は、志摩町片田出身の女性で、明治22年、24歳のときにアメリカに渡りました。彼女は、様々な困難にも負けずサンタバーバラの日本人助産婦第1号となって働くなど、アメリカでの生活の中でその人生にチャレンジし続けました。彼女の一生は「三重の女性史」でも紹介されています。女性が自ら

の人生を自己決定するなどまだまだ難しかったこの時代に、志摩市から世界に羽ばたいた女性のモデルとして、条例中で紹介することとしました。

(目的)

第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市民、事業者、教育に携わる者、各種活動団体(以下「市民等」という。)及び市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その取組を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【解説】

市と市民等が、責任をもって男女共同参画を進めることを規定しています。また、男女共同参画社会基本法第9条に、地方公共団体は施策を策定し、及び実施する責務を有することが規定されています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別に関わりなく、互いの能力と個性を十分に発揮できる機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する人、在勤又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育に携わる者をいう。
- (5) 各種活動団体 地域活動及び市民活動を行う団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者(過去において、配偶者であった者や恋人等の親密な関係にあった者も含む。)への身体的又は精神的に苦痛を与える暴力行為及び言動並びにそれを目撃する子どもが受ける心理的影響をいう。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感や不利益を与えること又は生活環境を害することをいう。
- (8) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

【解説】

本条例に掲載している語句について、解釈のため定義付けが必要なものについて述べています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画推進のための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 男女の性の違いを認めた上で、性別による固定的な役割分担の考え、制度及び慣行を見直し、男女の社会における活動についての自由な選択が妨げられることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が互いの協力と社会の支援のもと、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会形成のための国際的な取組に対し、連携及び協力すること。

【解説】

市が目指す男女共同参画社会を実現するために、根本となる考え方を規定しています。この5つの理念に基づいて、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野で男女共同参画を推進していきます。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するため、関係部局との連携のもとに推進体制を整備し、及び必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 市は、施策の実施に当たり、市民等並びに国及び県その他の地方公共団体と連携し、かつ、協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、雇用者の職業生活における活動と家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動が両立できる職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進において教育の果たす役割の重要性を認識し教育を行うよう努めなければならない。

(各種活動団体の責務)

第8条 各種活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において男女が

対等に参画できる機会を確保するとともに、男女共同参画の推進に努めなければならない。

【解説】

第4条から第8条までは、市、市民、事業者、教育に携わる者、各種活動団体が、男女共同参画の推進のために果たすべき責務について述べています。市と市民等が、連携して協力しながら、それぞれの役割を果たすことが、市が目指す男女共同参画社会の実現には不可欠です。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 全ての人は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

【解説】

ドメスティック・バイオレンスは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)、セクシュアル・ハラスメントは「男女雇用機会均等法」に規定されています。この条例では男女共同参画の視点で、このような行為は、一人ひとりが個人として尊重される男女共同参画社会づくりを阻害するものとして、いついかなる場合でも、このような行為は許されないことを規定しました。

(情報の表示における表現の配慮)

第10条 全ての人は、広く市民を対象として表示する情報について、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長する表現
- (2) 男女間の暴力を助長する表現
- (3) 過度な性的表現

【解説】

広告やポスター、看板等、多くの人の目に触れる公共に表示する情報について

は、男女共同参画の推進を妨げるような表現はしないよう配慮することについて述べています。

(基本計画の策定)

第11条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画社会の推進に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関する重要な事項

【解説】

男女共同参画社会基本法第14条第3項で、市町村は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない、と規定されています。また、市における男女共同参画を効果的、計画的に推進していくためにこの規定をおいています。

(施策の実施状況の公表)

第12条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

【解説】

市の男女共同参画の現状について、市と市民等が認識を共有することが非常に重要であるとの考えから、当該年度に男女共同参画の基本計画に基づいて実施した男女共同参画に関する施策の実施状況について公表することを規定しました。

(積極的改善措置)

第13条 市は、社会のあらゆる場における活動に参画する機会に関し、男女間の格差が生じている場合は、市民等並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、必要な範囲において、積極的改善措置を講ずるよう努める。

2 市は、市民等に対し積極的改善措置を講ずるための情報提供や支援を行う。

【解説】

政策や方針決定の過程における男女の参画割合など、男女間に格差が生じている場合は、市はこれを積極的に是正していく姿勢を明記しました。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

【解説】

本市の男女共同参画を進めるためには、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点をもって定められ、実施されることが大変重要であるとの考えから、このように規定しました。

(事業者からの報告)

第15条 市は、男女共同参画の推進のため必要な場合において、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。

【解説】

職場での男女共同参画の推進のため、また仕事と家庭生活の両立のためには、事業者の協力が重要です。市は、各事業者における男女共同参画の進捗状況などを調査するための報告を求めることができる旨を規定しました。

(表彰)

第16条 市は、男女共同参画の推進に寄与する活動を行った者、事業者又は各種活動団体を表彰することができる。

【解説】

市の男女共同参画推進のモデルとなるような取組みを行っている方や事業者、各種活動団体を表彰し、その取組みを広く紹介することで男女共同参画への取組みを一層推進し、また啓発するために規定しました。

(相談)

第17条 市は、性別を理由とした差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他男女共同参画社会の実現を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、他の関係機関との連携のもと、相談者に対し適切な対応と必要な支援を行う。

【解説】

市民の皆さんから男女共同参画社会の形成を妨げる問題に関する相談があった場合は、市は関係する機関と連携して、適切に対応し、問題の解決に向けた支援を行うことを規定しました。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項について、調査研究を行い、その結果を施策に反映する。

【解説】

市の現状と課題を的確につかみ、より効果的に男女共同参画を推進していくため、アンケート調査や研究を行い、施策に反映することを規定しています。

(志摩市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、志摩市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項又は重要事項に関すること。
- 3 審議会は、前項に掲げる事項のほか、男女共同参画の推進に関して必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以上15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 事業者
- (4) 各種活動団体関係者
- (5) 教育に携わる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例は、市の男女共同参画社会づくりを進めるために必要な基本理念や責務等について規定したものです。本条例をもとに、具体的な男女共同参画推進施策について規定する基本計画の策定や変更、施策について調査審議する機関として、審議会の設置を規定しました。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関して、必要な事項が生じた場合は、別に定められることができることを規定しています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。